

# 飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

## 第 333 回 近未来住環境への提言 ~ 「建築基本法」制定の動き

2009.10.11

耐震偽装問題や改正建築基準法がもたらした未曾有（みぞう）の混乱は、官製不況なる状況を創り出し、未だにその影響を払拭できず、関連業界は大きな打撃を被った。その原因に建築基準法そのものの不備を指摘する声が大きくなってきた。建築基準法制定から 60 年間、根本的な改正を囿らなかったことに起因するという主張であろう。特に民主党政権になるや、基準法に代わる新たな法整備の必要性が唱えられている。それが「**建築基本法**」の制定である。

1950 年に制定された、建築基準法と建築士法は、今日の建築にかかわる業務実態や社会状況と大きくかけ離れたものになっている。最低基準を規定し画一的な確認行政で効率的な建設を促進した時代から、質の高い建築を永く使う時代へと、行政の役割も専門家の役割も大きく変わってきているはず。社会的な事件発生のために行政の立場から法律を場当たりに書き換え、書き加えることによる対応では、もはや限界に来ている。

建築基準法では、行政を含めた建築の関係者の間の責任や役割が、明確に決められていない。建築主、設計、施工、監理といった役割に加え、行政が建築では大きな役割を果たしているにも拘らず、行政の役割が曖昧であるために、行政はフリーハンドの裁量を手に入れ、行政に都合が良い仕組みを構築することができた。行き当たりばったりの施策や責任逃れ、明らかな失政や能力不足、不作為も、裁量権を持つ官の力によって無責任に放置されてきた。

「**建築基本法**」制定に関しては、平成 18 年 7 月に超党派議員で「**建築基本法の提案**」（建築基本法制定準備会）が出ている。安全で質の高い建築物を将来に残すよう、環境問題への配慮など新たな視点を取り入れるほか、耐震強度偽装事件の反省に立ち、行政や建築士などの役割・責務を法律で位置付ける見通しで、民主党政権になるや早速、法制化へ向かい動き出した。2010 年の法案提出を目指しており、社会資本整備審議会（国交相の諮問機関）で近く検討を始める。

この法改正の背景には、行政の裁量と責任論と共に、実はもう一つ大きな要因があると思っている。それはたぶん、今後のあるべき住環境、地域社会と個々人との係り、合意による社会共通の認識づくりにあると思っている。つまり、社会における建築の意義と価値観を明らかにし、建築を適切な社会資産としての創造と保全として再構築していく...そんな思想が含まれている。そのキーワードは「**安全**」「**健康**」「**環境**」であろう。

「**安全**」な住環境を創造するためには当然耐震構造、防災・防犯システム、**200 年住宅**は必須。更に住環境を一とする**地域としてのBCP**（business continuity plan 緊急時事業継続計画）観念の醸成が必要になるかもしれない。「**安全**」のためのハード整備と共に、地域空間の安全性は、「住・働」混在型都市にヒントがあるかも知れない、働きながら暮らすことにより、生まれるコミュニティーと、おたがいに見守る新しい街が、求められているのかも知れない。このことは既に、欧米、いや全世界で、都市構築の基本であった、**ショップハウス**（shop house）建築として実践されてき

た。ショップハウス建築は、オフィス（お店）＋住居を法律（条例）で規定する、街づくり手法である。お店の上には必ずそれらを支える住民がいるとなれば、活気ある街の構築が再生されるかもしれない。

「健康」は健全な生活維持、シックハウス症候群等不適切な建材の使用の禁止等の身体の健康。更に複雑化する近代社会における精神的健康維持、つまり地域連帯共同体としての心理的連携による安堵感の形成、「協同の」「力を合わせて行う」「協力的な」といった意味の建築システムの導入、ヒーリング（healing：癒しの）空間の創出等、いわゆる**コーポラティブ**（Cooperative）**ハウス**、**コーポラティブ・オフィス**の考え方である。緑を縦横に配置し「風」の通り道を最優先する。せせらぎに清流が流れ、中央のパブリックに辿りつく。そこには共生住民専用の、コミュニケーション・パティオ（patio）があり、住民拳（こそ）ってバーベキューを楽しむ...そんな風景が思い浮かんでくる。

最近の東京都内あるいは軽井沢地区の開発は、従来型の建売分譲方式は、殆んど無くなり、今やコーポラティブ方式が主流となっている。健全な精神的健康を維持する、これからの、集合集宅の発想の一つかもしれない。

そして「環境」、CO2削減を目指した省エネ、エコ構造はもはや当然であり、快適空間を科学する住宅づくりは、大工さんの分野から大学の研究室を含めた、産・学・官のコラボ（collaboration）で取り組むべき社会的課題の一つとなっている。

しかし今後はこの要素に加え、「環境美化」「景観」そして「文化」を加味する必然があると思われる。

最近でも某有名漫画家が閑静な住宅街に、気色悪い、ど派手で真っ赤なハウスを作ったことが話題になった。現行法で争うと彼にはなんら刑罰はくだらないかもしれない。自分が住む家を、俺の金でどう作ろうと、勝手だ！との論拠が、そのまま通るご時勢である。こんなエゴの無理強いを普遍的に許してしまう社会は、正に世界中滅多（めった）にないし、寂しい限りである。

その街を形成する風土と歴史、そこから培った景観はその地域のアイデンティティ（identity）であり、貴重な文化である。環境・文化と建築とのかかわり合いを模索し、それを建築設計の中にとり込んでいくこと、こんな発想がこれからの住環境づくりに必要なことであると思っている。

「建築基本法」の制定により、我々一人ひとりが社会の構成員として、各人の存在価値を認識し、社会との関連性を理解し、社会的責務および準拠すべき基準が明示され、目標認識と達成度把握が一人ひとりのものとなるとしたら、画期的なこととして高く評価したいと思っている。この事が、「**空間リストラクト**（restruct：再構築）**産業**」という新しい働く場所を生み出す事となる。

\*今回のコラムは...

株式会社松本金彌建築設計事務所（群馬県高崎市）代表取締役 **松本金彌氏**（一級建築士）並びに  
株式会社松本材木店（埼玉県熊谷市）代表取締役 **松本泰典氏**（一級建築士）

両先生のご指導を頂きました。紙上にて恐縮ですが、深く感謝申し上げます。（飯島賢二）